

港 湾 運 送 事 業 料 金

適 用 港
大 阪 港

アスト株式会社

平成 13 年 6 月 11 日 認可

港 湾 荷 役 料 金 表

I. 適用範囲

この港湾荷役料金は、総トン数 500 トン未満の小型船の本船内⇄上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

ただし、上記に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

総トン数 500 トンの小型船内⇄上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
				本船内⇄ 上屋・野積場内	本船内⇄ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入		781	625	
		空		663	530	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,182	945	
	ノックダウン自動車 完成車（重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの）			918	735	
	完成車（重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの）			1,388	1,110	
包	袋 物			1,674	1,339	
	ベール物			1,655	1,323	
装 品	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類（1 個当り 5 トン未満のもの）		1,698	1,359	
		機械類（1 個当り 5 トン以上のもの）		1,388	1,110	
		青果類		1,470	1,177	
		冷凍品・冷蔵品		-	1,812	
有	タイヤ			1,097	878	
	巻取紙（内地産）			1,234	987	
姿	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	1,082	866
				北洋材	1,061	849
			製 材		1,105	884
貨	非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1,729	1,383	
物	鋼 材	一般鋼材（口径 12 インチ未満の鋼管含む）		1,425	1,140	
		鋼管（口径 12 インチ以上のもの）・コイル		1,212	970	
	石 材			1,197	958	
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石（粉）			1,190	952	
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石			1,420	1,136	
	砂 糖			1,106	885	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内⇄上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内⇄上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土曜日荷役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が 1,000 トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から 5%を割引ます。

4. 分担金等

総トン数 500 トン未満の小型船内⇔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1 トンにつき 4 円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1 トンにつき 1 円 50 銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1 トンにつき 3 円 50 銭

分担金に相当する額については、委託者はこれを一般財団法人港湾近代化促進協議会に支払うものとする。

5. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。